

ページ	編	章	節	項	表	誤	正														
3	1	1	1	1		…に規定する事項は…	…に規定されている事項は…														
22						総合調整	総合 試運転調整等														
36	2	2	1	2	4	表2.2.5 注2 断熱厚さはJCDA0009多湿箇所等に使用する場合は特記による。	断熱厚さはJCDA0009の規定によるが、多湿箇所等に使用する場合は特記による。														
70	2	2	5	13	(7)	おそれがある溶剤、油性マーキング、調合ペイント、軟質塩化ビニル	おそれがある溶剤、合成樹脂調合ペイント、軟質塩化ビニル														
71	2	2	5	14	(8)	おそれがある溶剤、調合ペイント、軟質塩化ビニル	おそれがある溶剤、合成樹脂調合ペイント、軟質塩化ビニル														
105	2	4	4	1	(ア) (a)	…スランプは15cm又は18cm以下とし、…	…スランプは15cm又は18cmとし、…														
111	3	1	1	1	2 (イ) (d)	燃料装置の…	燃焼装置の…														
256	5	1	2	2	(9) (ア)	付属品は、…、自給式の場合は、(7)及び(イ)を…	付属品は、…、自給式の場合は、(7)及び(イ)を…														
398	9	6	2	9	(ア)	表9.6.1 <table border="1" data-bbox="619 728 975 853"> <caption>表9.6.1 設計用水平標準震度</caption> <thead> <tr> <th>設置階</th> <th>設計用水平標準震度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2階以上(上層階、屋上及び塔屋を含む。)</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地階</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table>	設置階	設計用水平標準震度	2階以上(上層階、屋上及び塔屋を含む。)	0.6	1階及び地階	0.4	(ア) <table border="1" data-bbox="1074 728 1430 853"> <caption>表9.6.1 設計用水平標準震度</caption> <thead> <tr> <th>設置階</th> <th>設計用水平標準震度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階及び屋上</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>地階及び1階</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> 注1. 上層階とは、地下階を除く階数が2～6階建の建物においては最上階、地下階を除く階数が7～9階建の建物においては上層2階、地下階を除く階数が10～12階建の建物においては上層3階、地下階を除く階数が13階建以上の建物においては上層4階のことをいう。 2. 中間階とは、地下階及び1階を除く各階で、上層階に該当しない階のことをいう。 3. 防振支持及び固定支持共に同じ水平標準震度とする。	設置階	設計用水平標準震度	上層階及び屋上	1.0	中間階	0.6	地階及び1階	0.4
設置階	設計用水平標準震度																				
2階以上(上層階、屋上及び塔屋を含む。)	0.6																				
1階及び地階	0.4																				
設置階	設計用水平標準震度																				
上層階及び屋上	1.0																				
中間階	0.6																				
地階及び1階	0.4																				
398	9	6	2	9	(ウ)	表9.6.2 <table border="1" data-bbox="619 1182 975 1308"> <caption>表9.6.2 設計用上下標準震度</caption> <thead> <tr> <th>設置階</th> <th>設計用上下標準震度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物の中間階超え</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>建築物の中間階以下</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>	設置階	設計用上下標準震度	建築物の中間階超え	0.3	建築物の中間階以下	0.2	(ウ) 設計用上下震度は、表9.6.2の設計用上下標準震度に、… <table border="1" data-bbox="1074 1182 1430 1308"> <caption>表9.6.2 設計用鉛直標準震度</caption> <thead> <tr> <th>設置階</th> <th>設計用鉛直標準震度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階及び屋上</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>地階及び1階</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> 注1. 上層階とは、地下階を除く階数が2～6階建の建物においては最上階、地下階を除く階数が7～9階建の建物においては上層2階、地下階を除く階数が10～12階建の建物においては上層3階、地下階を除く階数が13階建以上の建物においては上層4階のことをいう。 2. 中間階とは、地下階及び1階を除く各階で、上層階に該当しない階のことをいう。 3. 防振支持及び固定支持共に同じ水平標準震度とする。	設置階	設計用鉛直標準震度	上層階及び屋上	0.5	中間階	0.3	地階及び1階	0.2
設置階	設計用上下標準震度																				
建築物の中間階超え	0.3																				
建築物の中間階以下	0.2																				
設置階	設計用鉛直標準震度																				
上層階及び屋上	0.5																				
中間階	0.3																				
地階及び1階	0.2																				
398	9	6	2	9	(エ)	(エ) 層間変形角は1/100とする。ただし、建物の層間変形角の値を使用することができる。	(オ) 層間変形角は「地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件」(平成25年国土交通省告示第1046号)によるものとする。														
409	10	2	2	11	表10.2.2	注 …及び自然降下防止装置は、…	注 …及び自然降下保護装置は、…														
443	11	2	4	3	2 (a) ③	1系統すべて	1系統全て														
444	11	2	4	3	4	すべて	全て														
447	11	2	4	3	8 (a)	すべて	全て														
448	11	2	4	3	8 (e)	すべて	全て														